

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の更新手続きは8月31日まで

入院したときの医療費や食事代について、左記の認定証の有効期限が7月31日までとなっています。引き続き該当する方は、8月31日までに更新の手続きを行ってください。(8月中の更新手続きによって8月1日から発効となります。)

また、現在入院中(予定)の方で認定証をお持ちでない場合は、健康福祉課国民健康保険係または各支所市民係までご相談ください。



限度額適用認定証

69歳までの方または70〜74歳の住民税非課税世帯の方は、月ごとにかかる入院一部負担金自己負担限度額までとなります。自己負担限度額は、前年の所得に応じて決定します。

国民健康保険税を滞納している場合は限度額適用認定証の交付は受けられません。

申告をされていない場合は上位所得者とみなされ限度額が高く設定されてしまいます。

標準負担額減額認定証・長期入院該当

74歳までの住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代が減額されます。なお、90日を越える入院の場合は長期入院該当となり、申請により食事代がさらに減額されます。(その場合は90日以上入院を証明できる書類が必要となります。)

申請に必要なもの

- ・被保険者証
- ・現在お持ちの認定証
- ・印鑑

申請先

健康福祉課 国民健康保険係
各支所市民係

世帯の状況により国保税が軽減されます

75歳以上の方が後期高齢者医療制度、75歳未満の方が国民健康保険に加入する場合


- 保険税の軽減を受けている世帯の場合は、世帯構成や収入が変わらなければ、5年間今までと同じ軽減を受けることが出来ます。
- 国民健康保険の被保険者が一人になる場合は5年間、世帯割で賦課される保険税が半額になります。

75歳以上の方が社会保険など(被用者保険)から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者(65歳から74歳)が国民健康保険に新たに加入する場合

被保険者1人あたりで賦課される保険税が半額に、さらに、被保険者が1人の場合には世帯別で賦課される保険税も半額になります。

特定同一世帯の軽減については、世帯分離や世帯主変更など世帯の状態や収入が変わった場合は軽減終了となります。

平成20年4月以降、75歳以上の方が後期高齢者医療制度へ移行するため、同一世帯の方の国民健康保険税の負担が急に増えることがないように、国保被保険者の保険税については世帯の状況により軽減を受けることができます。

《問い合わせ先》 健康福祉課 国民健康保険係 ☎22-3167  57-3167

皮膚科 再開しました

診療日:毎週土曜日

詳細につきましては下記までお問い合わせください。



阿蘇温泉病院



0967-32-0881(代)

